

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	平成28年12月19日（月） 午前10時00分～午前11時58分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 加藤和男      副委員長      じんの和子 委 員 青山直道      大島令子      木村さゆり 佐野尚人      なかじま和代      吉田ひでき
職務のため出席した者の職氏名	議 長 伊藤祐司 委員外議員 岡崎つよし 事務局長 角谷俊卓      局長補佐 貝沼圭子      専門員 大谷悠

### 1 あいさつ 議長

### 2 委員外議員の出席について

（委員長） 議長の諮問事項及び議会運営に関する助言のため、平成29年4月末日までの間に招集する委員会に委員外議員として、岡崎つよし議員の出席を求めたいがよいか。

＜異議なし＞

### 3 議題

#### (1) 議員派遣について

＜説明：事務局＞

1月23日 愛知高速交通㈱の経営状況に関する議会説明会（議員全員）

（事務局） 1月23日に愛知高速交通㈱において、全議員を対象として実施したい旨相談があった。了承いただければ12月21日の議決案件とする。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

#### (2) 平成28年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）について

＜説明：事務局＞（議事日程第6号のとおり）

議案第59号から議案第71号まで及び請願第1号から請願第3号まで（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）、議員派遣の件、閉会中の継続調査の申出。請願採択の場合は、議長発議で意見書案の提出について日程の追加、変更を諮る。

(委員長) 説明のと通りの日程でよいか。

<異議なし>

(3) 長期休暇における議員報酬について

<説明：事務局> (条例案新旧対照表のとおり)

(委員) 条例案第2条第1項第1号に規定する「議員活動」とは、本会議と委員会出席のみが対象となるのか。

(事務局) 条例における議員活動とは、本会議と委員会にすることと定義したい。

(委員) 条例案第2条第1項第2号に規定する「通勤による災害」について、本会議等の休憩中に外出した場合は対象となるか。

(事務局) 一般的に休憩時間は拘束時間ではないため、対象にならないと考えられる。

(委員長) 本条例を改正するまでのスケジュールを説明されたい。

(事務局) 本日の議会運営委員会で内容を確認した後、法規審査を経て、平成29年第1回定例会に議案提出する予定である。

(委員長) 説明のと通りの内容でよいか。

<異議なし>

(4) 議会運営の課題について

(委員長) 10月に実施した議員研修において講師からコメントをいただいた。その件について、できるところから改革していくことを前回議会運営委員会で確認したが、まずは予算、決算特別委員会の常任委員会化について議論したい。

(議長) 予算、決算特別委員会の常任委員会化について、正副議長、正副委員長、事務局で課題等をまとめた。まず定数については、議員全員を委員としている議会が多いが、本市議会では現在8人としている。議員全員を委員とした場合、デメリットは本会議と委員会において同じ議員が2度採決することになる点、メリットは議員全員が委員であることで活発な議論が可能になる点である。また、委員には議長や監査委員を除いて副議長が委員長を務める議会が多くあった。

仮に分科会方式で審査する場合、まず全員で委員会を開催した後に各分科会に分かれ、再度全員の委員会を開き採決するが、常任委員会との合同審査とするのか、又は各常任委員会の議案審査の後に開催するのか、日程や場所の確保の課題があり、現状では非常に難しい。また、現在予算、決算特別委員会は一般会計の当初予算、決算だけを所管としているが、常任委員会とすれば特別会計や補正予算も予算決算常任委員会の所管になると考えられる。

予算、決算に関連した議案審査も所管とするのか、委員会の開催場所、分科会の設置数などの課題がある。

(委員) 平成29年第1回定例会に予算特別委員会を設置するが、それまでに方針を決定するのか。それとも次年度に持ち越すのか。

(議 長) まずは予算、決算特別委員会を常任委員会化するかどうかの議論をすべきであり、そのために初めに常任委員会化した場合の考え方を説明した。メリット・デメリットに関する議論もまだされておらず、平成29年第1回定例会からの運用は難しいので、方針が決定され次第でよいと考える。

(事務局) 常任委員会化する場合、条例改正が必要となる。

(委 員) 条例改正手続きのスケジュールに合わせて方針を決めるべきだと考えるが、それをいつ決めるのか。

(委員長) 次回議会運営委員会で方針決定におけるスケジュールを決めたい。

(議 長) 議会だより編集特別委員会については、広報広聴常任委員会とし、議会報告会や議会ホームページも所管するようにした方がよいと考えている。

所管事務調査の手続きについては、調査実施を議長あてに通知することは現在も行っているが、委員会で議事として決定するに至っていない。本来会期中の委員会で決定することが適当であるが、定例会前に各常任委員長が決定しているのが現状である。閉会中であれば緊急に委員会を開催する、もしくは会期中であれば開会日に委員会を招集して決定する方法がよいのではないかと。

今定例会（平成28年第4回定例会）から閉会中の継続調査申出書には内容を特定かつ具体的なものを記載することとした。今回に限り、調査項目の最後に「委員会の所管に関すること」と記載しているが、次回からは記載しないようにしていきたい。

所管事務調査の報告は本会議で報告をしていないが、必要と考えている。しかし、常任委員会の会議録は議会事務局が作成しており、本会議の委員長報告に間に合うよう付託事件の審査分の作成だけでも相当な負担となっている。もし所管事務調査部分の会議録の作成も委員長報告に間に合うようにするならば、現状の事務局の体制では非常に厳しく議員の協力も必要である。各常任委員長には将来的に市民に公開する準備のため、所管事務調査の報告書作成を全員打合せ会で依頼した。今後、本会議で報告したり、議会ホームページで公開できるようにしていきたい。

原則全ての委員会を公開することは問題ないと考えているが、議会内の活動のための手続き上の問題を議論する内容であれば非公開にしてもよいのではないかと。

現状、委員会の審査内容は、本会議の委員長報告としている。一方、委員会審査結果報告書では審査結果を記載しており、議案の概要や審査内容については記載していない。今後記載することになれば、審査内容をどれだけ盛り込むかが課題となる。

(委 員) 議会として達成する目標があるのはよいが、それには議会事務局職員の現状の事務量を把握し、増員すべきではないかと。

(議 長) 事務局の人数を増やすには、年間の事務量を勘案すべきである。また委員会の会議録は、委員会終了から委員長報告までの期間に作成しなければならない

という時間の制約があり、ただ増員すればよいというものでもない。委員会の会議録については、全文筆記の会議録作成業務委託費を平成29年度予算で要望したところである。簡易な報告であれば正副委員長に協力願いたい、その分負担も増えるため、負担の対価となる委員長報酬の創設についても議論していくべきではないかと考える。

(委員) 委員長報告で所管事務調査の内容を報告しないのは違和感がある。正副委員長が要点を書き留め、委員長報告に盛り込むことは次回の定例会からでも可能ではないか。

(議長) 議会活動を様々な形で市民に理解していただくためにも、正副委員長が事務局の会議録作成に協力し、所管事務調査も委員長報告でするのはよい考えだと思う。

(事務局) 常任委員会は会期の後半に行われ、閉会日まであまり日数がないため、委員長報告に必要な付託案件の審査内容を第一優先として会議録を作成している。閉会日までに所管事務調査を含む委員会の会議録が完成しないケースもある。

(委員) 現在の会期日程は、一般質問、常任委員会の順としているが、逆にできないか。

(委員) 他市町でも一般質問よりも常任委員会の日程を先にしている議会があり、賛成である。

(事務局) 他市町の議会でも一般質問の前に常任委員会を開催しているところがあり、日程を逆にするのは可能であるので、議会運営委員会で検討されたい。

(副委員長) 本市の一般質問はほぼ議員全員が通告し、1時間の制限時間いっぱい使う。他の議会は議員全員が質問しなかったり、質問時間も30分ほどだったりするので、簡単には日程を変更できない。

(議長) 他市町の議会で議案質疑や常任委員会の日程が一般質問よりも後になっているのは、議案精読に時間をかけているからである。本市議会は開会の翌日が議案質疑になっており、議案精読する時間がない。また、一般質問が常任委員会よりも前になっているため、一般質問準備に重点が置かれてしまう。

(委員長) 所管事務調査報告書の提出期限は会期中か。それとも閉会后でも提出した後公開していくのか。

(議長) 本会議で報告するのであれば、会期中に作成しなければならない。報告書の公開だけなら期限を決めるべきである。

(委員長) 所管事務調査の項目だけでなく調査内容についても報告するなら会期中は難しい。

(議長) 議会だよりには所管事務調査の項目だけでも掲載しようという動きがある。それを見た市民から内容に関する質問があることも想定されるため、報告書の作成に努力すべきである。

(委員長) 所管事務調査報告書の作成内容について、平成29年第1回定例会を調整する議会運営委員会で議論することでよいか。また予算、決算特別委員会の常任

委員会化については次回議会運営委員会までに各会派で議論することでよいか。

<異議なし>

<午前11時12分休憩>

<午前11時25分再開>

(5) 議会報告会における要望事項等の議会運営委員会の所管について

(委員長) 11月5日の議会報告会で市民からの要望事項のうち、議会運営委員会が所管する要望等に対する回答について議論したい。「もっと若い市民が参加できる報告会にしてほしい。」「報告会の敷居が高く参加しづらい。」「報告会開催案内の周知方法を再考されたい。」「報告会の前に公聴会を実施した方がよい。」といった意見、要望があった。

(委員) 意見、要望のとおりだと思うので、参考にさせていただくという回答でよい。

(委員) 前回議会運営委員会でもこの内容は議論している。参考にさせていただくという回答でよい。

(委員長) 最終的な回答内容は正副委員長でまとめるが、参考にさせていただき次回議会報告会に反映していくという内容の回答としてよいか。

<異議なし>

(委員長) 会場で提出された要望事項の他に、メールで議会に対する意見、提言が1件あった。「議会だよりに傍聴記が掲載されていないこと」「議会と市民の関係」「議会報告会の日程や内容」に関する内容であったが、何か意見はあるか。

(委員) 議会報告会の日程については土曜日の日中だったこともあり、都合がつかなかった市民もいたと思う。夜間や地域での開催も検討すべきである。また、質問の内容に「各委員会の報告終了後に全体に関わることについて質問の機会があると聞いていましたが」とあるが、特に質問の機会を設けるアナウンスはしなかったと思う。

(委員) 平成27年度の議会報告会から常任委員会ごとにテーマを定め、分かれる方式にしたため、今回全体に関する質問はなしとした。ただ報告会の内容については市民それぞれ意見が異なるので、今後どのようにしていくか議論すべきである。時間の制約もあるので今後の課題である。

(委員) 全体に関する質問については、開催案内の段階であらかじめ質問を受け付け、主な内容については当日回答するようにはどうか。

(委員長) 委員からの意見は次回議会報告会の時に議論することとし、質問に対しては正副委員長でまとめて回答してよいか。

<異議なし>

(6) 閉会中の継続調査について

<説明：委員長> (閉会中の継続調査申出一覧のとおり)

(委員長) 資料のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(委員長) この内容で議長に申し出ることとする。

#### 4 その他

##### 政務活動費と請願について

(議長) 政務活動費について、政務活動費の交付に関する条例第3条に「議員に係る政務活動費は、月額1万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。」とあるが、年度初めに当該年度分の全額を前払いで交付している。1か月に1万円しか使えないという捉え方もでき、表現がわかりにくいという指摘を議員から受けた。また、各地の市議会でも政務活動費を後払いにする動きもあり、本市でも後払いに変更するのであれば条例改正が必要となるので各会派で議論されたい。

また、請願は議会会議規則第85条で請願者の住所・氏名の記名押印、紹介議員の署名または記名押印を義務付けているが、愛知県議会では10月に請願書類の押印義務を廃止するよう会議規則を改正した。標準町村議会会議規則では請願書類への押印を求めているが、標準都道府県議会会議規則では両方を必要とする制約がない。このため、記名欄の記載は自署もしくは記名の場合は押印とするよう会議規則を改正してはどうか。可能であれば、平成29年第1回定例会に議員提出議案としたい。

(委員) 長期休暇における議員報酬について議論してきたが、政務活動費についても長期休暇と連動することも考えないか。

(議長) 政務活動費を後払いにする方法もあるので、今後条例をどう改正するかが課題である。現在も「月の初日に在職する議員」と定めて政務活動費を前払いしているので、精算時に長期休暇分を返納してもらう方法もある。

(委員長) 次回議会運営委員会までに各会派で議論することによいか。

<異議なし>

次回は2月8日(水)午前10時  
以上で議会運営委員会を終了する。